

離婚届の記入例（協議離婚の場合）

離婚届

受理 令和 年 月 日 送付 令和 年 月 日
 第 号 第 号 長印

届出する年月日を記入してください。
 令和 年 月 日届出

加西市 長 殿

氏名	夫 カサイ 太郎	妻 カサイ 花子
生年月日	平成 2 年 2 月 10 日	平成 5 年 7 月 29 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1
本籍	兵庫県加西市北条町横尾1000番地	兵庫県加西市北条町栗田66番地
筆頭者の氏名	加西 太郎	兵庫 花子
父母及び養父母の氏名	夫の父 加西 一郎 続き柄 長男 母 横尾 春子 続き柄 長女	妻の父 兵庫 二郎 続き柄 二男 母 兵庫 夏子 続き柄 二女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	加西 桜子	

離婚の際、未成年の子がいるときは、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。なお、この届出では、子の戸籍を移動するためには、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に住所の異動届が必要です。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

協議離婚のときは、証人として、当事者以外の2人の署名が必要です。証人は離婚の事実を知っている18歳以上の方に依頼してください。

同居の期間	平成24 年 4 月から 年 月 日まで
別居する前の住所	番地 番号
別居する前の世帯のおもな仕事と夫婦の職業	夫の職業 妻の職業
届出人署名	夫 加西 太郎 印 妻 加西 花子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名	加西 一郎 印 兵庫 夏子 印
生年月日	昭和 40 年 1 月 17 日 昭和 48 年 4 月 21 日
住所	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地の1 兵庫県加西市北条町栗田 66番地の1
本籍	兵庫県加西市北条町横尾 1000番地 兵庫県加西市北条町栗田 66番地

婚姻で氏に変更になった人は離婚後の氏や戸籍を次から選んでください。

- 元の氏に戻る場
 ※子の戸籍の移動を予定されておられる方は、「自分の新しい戸籍をつくる」がおすすです。
 親の戸籍（婚姻前の戸籍）に戻る
 「もとの戸籍にもどる」にチェックし、婚姻前の本籍及び筆頭者を記入してください。
- 自分で新戸籍をつくる
 「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新本籍及び筆頭者を記入してください。（左の例になります）
- 引き続き今までの氏を使う場合は、空白のままです。
 別紙「戸籍法77条の2」の届を離婚届と同時に提出してください。

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取り決めをしている
まだ決めていない

親子交流

取決めをしている
まだ決めていない。

経済的に自立していない子(大学生等を含む) (養育費の分担)

取決めをしている
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、ご記入ください。

未成年の子がいる場合又は、経済的に自立していない子(大学生等を含む)がいる場合はチェックしてください

◎ 未成年の子がいる場合は、どちらもチェックが必ず必要です。

住所を定めた年月日

夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先 電話 080 (4321) 1234
 自宅・勤務先 [] 携帯 []

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

- お持ちいただくもの**
- ① 離婚届
 - ② 窓口に来庁される届出人のマイナンバーカード・運転免許証・パスポート等 ※本人確認のため
- ※氏に変更がある場合、住民登録をしている市区町村役場に次のものをお持ちください。
- ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
 - ・国民健康保険資格確認書等 (加入者のみ)
- ※住所を変更される方は、別に住所変更の届出が必要です